

令和6年度 一人当たり保険料収納必要額の算定結果

＜算定条件等＞

- 市町毎の医療費水準は反映せず（医療費指数反映係数 $\alpha = 0$ ）、市町毎の所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分（シェア）を行っている。
- 所得係数 β は、国が示した係数（医療分 $\div 0.9255$ 、支援金分 $\div 0.9286$ 、介護分 $\div 0.8796$ ）を用いている。
- 応能比率：応益比率＝医療分48.1：51.9、支援金分48.1：51.9、介護分46.8：53.2
- 追加公費については、1,860億円（全国ベース）のうち、国が本県分として示した係数を算入している。
- 県全体の保険給付額と納付金（保険料収納必要総額）の収支不足が生じることのないよう、国が示す確定係数を補正し、一人当たり1,030円の減額補正を行う。
- 過年度（滞納繰越分）の保険料収納見込額は、保険料率水準の統一までの間は県全体の公費扱い（特定財源）とせず、各市町の個別財源とする。
- 「一人当たり保険料収納必要額」とは、当該市町が本来集めるべき保険料収納必要額の1人分をいう。

市 町	算定結果〔一人当たり〕					被保険者数(推計値)	
	(令和5年度)		(令和6年度)				
	保険料収納 必要額 ※1	国保事業費 納付金 ※2	保険料収納 必要額	前年度	国保事業費 納付金 ※2	一 般 ※3	介護2号 ※3
				①に対する増減率			
	① 円	② 円	③ 円	④ % (=③-①)/①*100	⑤ 円	人	人
広島市	141,733	143,219	160,665	13.36	164,399	180,508	59,087
呉 市	132,120	144,848	146,835	11.14	161,218	32,057	10,141
竹原市	127,870	144,882	143,177	11.97	161,539	4,286	1,352
三原市	131,709	141,741	148,705	12.90	163,477	15,791	4,565
尾道市	132,756	138,888	150,473	13.35	156,291	23,903	7,456
福山市	131,550	138,654	147,690	12.27	156,018	76,253	24,103
府中市	133,663	143,545	149,410	11.78	155,901	6,144	1,796
三次市	141,590	151,076	159,549	12.68	166,675	8,341	2,369
庄原市	134,132	141,314	152,158	13.44	157,709	5,704	1,500
大竹市	136,077	142,124	155,979	14.63	169,438	4,610	1,375
府中町	146,223	144,770	164,189	12.29	166,318	7,615	2,561
海田町	143,344	142,089	159,235	11.09	160,387	4,202	1,281
熊野町	138,546	136,190	155,433	12.19	157,067	3,600	1,131
坂 町	131,174	147,246	149,471	13.95	166,985	1,971	570
江田島市	138,538	152,746	155,278	12.08	166,782	4,566	1,402
廿日市市	146,145	143,485	162,814	11.41	162,748	19,758	5,717
安芸太田町	131,033	141,818	149,348	13.98	157,863	1,147	299
北広島町	139,874	140,428	157,223	12.40	161,905	3,191	940
安芸高田市	136,634	139,833	153,700	12.49	162,557	4,684	1,282
東広島市	136,834	141,269	155,273	13.48	157,567	28,813	8,159
大崎上島町	138,438	144,927	157,414	13.71	165,753	1,285	370
世羅町	138,572	140,960	149,674	8.01	154,300	3,073	847
神石高原町	129,125	127,309	153,780	19.09	155,647	1,645	439
全 県	137,705	142,235	155,371	12.83	161,421	443,147	138,742

《注記》

- ※1：公費を用いた激変緩和措置適用後結果（激変緩和措置期間H30～R5）
- ※2：国保事業費納付金には、シェアされた保険料収納必要額以外に、地方単独事業の減額調整分や財政安定化支援事業、保険者支援制度などの市町からの法定内繰入金や市町向け交付金が個別加算されている。
- ※3：国保事業費納付金額算定の基となった、令和6年度被保険者数（推計値）